(仮称) 台東区産業振興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称)台東区産業振興計画(以下「計画」という。)の策定に当たり必要な事項を検討するため、(仮称)台東区産業振興計画策定委員会(以下「策定委員会」という。) を設置する。

(協議事項)

- 第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。
 - (1) 計画の策定に関する基本事項
 - (2) 計画の案に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、計画策定に関して必要な事項

(構成)

- 第3条 策定委員会の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者及び別表に掲げる職にある者をもって構成する。
 - (1) 学識経験を有する者 2名以内
 - (2) 区内産業関連団体に属する者 5名以内
 - (3) 区内の金融機関を代表する者 1名
 - (4) 関係行政機関の職員 4名以内
 - (5) その他東京都台東区長(以下「区長」という。)が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から計画の策定の日までとする。ただし、補欠委員の任期 は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は区長が指名し、副委員長は委員 長が指名する。
- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

(会 議)

- 第7条 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開催することができない。
- 2 委員長は、必要に応じて策定委員会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見

若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(意見聴取会)

- 第8条 第2条に定める事項について、幅広い視点や専門的な観点から意見を聴取するため、 意見聴取会を開催し、委員長が適当と認める者から意見を聴取することができる。
- 2 意見聴取会は、副委員長が会務を総括する。
- 3 副委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長があらかじめ指名する者がその 職務を代理する。

(会議及び会議録等の取扱い)

第9条 策定委員会及び意見聴取会の会議並びに会議録及び会議に係る資料(以下これらを「会議録等」という。)は、公開する。ただし、委員長が特に必要があると認めたときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

(庶務)

第10条 策定委員会の庶務は、文化産業観光部産業振興課において処理する。

(委 任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が 別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、計画の策定の日をもって、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

7	and the control of th	
	企画財政部長	
	文化産業観光部長	
	産業振興担当部長	